



# 宮 崎 県 公 報

平成27年 8 月10日 (月曜日) 第 2716 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

告 示	頁
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 1	

公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 1	
○土地改良区の定款変更の認可 (2 件) …… ( “ ) 2	
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 2	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2	

## 告 示

### 宮崎県告示第 484号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年 8 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団城山病院	宮崎市清武町船引 238

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年 8 月 4 日から平成30年 8 月 3 日まで

### 宮崎県告示第 485号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 8 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
もりやま脳神経外科	都城市	中枢神経に関する医療 脳神経外科に関する医療	平成27年 8 月 1 日
藤元総合訪問看護ステーション	都城市	訪問看護ステーション	平成27年 8 月 1 日

## 公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、新木土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 8 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	根 井 修	宮崎市佐土原町東上那珂9862番地
理 事	清 敏 治	宮崎市佐土原町東上那珂 10260番地
理 事	岩 切 俊 弘	宮崎市佐土原町東上那珂9496番地
理 事	根 井 一 敏	宮崎市佐土原町東上那珂 10410番地
監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	岩 切 義 明	宮崎市佐土原町東上那珂9552番地 3

(任期：平成29年 3 月31日まで)

#### 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	根 井 修	宮崎市佐土原町東上那珂9862番地
理 事	清 敏 治	宮崎市佐土原町東上那珂 10260番地
理 事	岩 切 俊 弘	宮崎市佐土原町東上那珂9496番地
理 事	斉 藤 豊 実	宮崎市佐土原町東上那珂 10085番地

監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	岩 切 義 明	宮崎市佐土原町東上那珂9552番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、木脇土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 8 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	木 嶋 孝 行	国富町大字木脇1207番地
理 事	渡 辺 利 行	国富町大字木脇1599番地 1
理 事	中 嶋 孝	国富町大字木脇2760番地
理 事	大 野 威	国富町大字木脇1269番地
理 事	永 山 豊 子	国富町大字木脇1339番地
理 事	重 山 周三郎	国富町大字木脇1041番地
理 事	吉 野 文 教	国富町大字木脇3063番地
理 事	渡 辺 恭 二	国富町大字木脇1224番地 1
監 事	黒 木 喜 好	国富町大字木脇1093番地
監 事	高 野 泰 幸	国富町大字木脇1730番地 5

（任期：平成29年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	富 岡 純 利	国富町大字木脇1050番地
理 事	長 友 和 雄	国富町大字木脇3586番地
理 事	三 隅 重 信	国富町大字木脇1261番地 1
理 事	高 野 泰 幸	国富町大字木脇1730番地
理 事	黒 木 重 昭	国富町大字木脇1072番地 1
理 事	中 本 富治宣	国富町大字木脇2725番地
理 事	田 中 敏 夫	国富町大字木脇1951番地 2

理 事	斎 藤 勇 一	国富町大字木脇2994番地 2
監 事	渡 辺 英 人	国富町大字木脇3044番地
監 事	佐土原 彪	国富町大字木脇1189番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、江田山崎土地改良区（宮崎市）から平成27年 4 月 8 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 8 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、綾町土地改良区（綾町）から平成27年 4 月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 8 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成27年 8 月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業地域  
東臼杵郡北川町
- 3 作業期間  
平成27年 8 月24日から平成27年11月30日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第20号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成27年 8 月10日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	平成27年11月11日（水）から 11月13日（金）まで	20名

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年 国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

### 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）

電話 0985-58-1570

### 4 受講申込書の提出方法等

#### (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

#### (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
2 号警備業務 (追加取得講習)	平成 27 年 9 月 28 日（月）から 10 月 9 日（金） まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

#### (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

#### (4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	2 号警備業務	14,000 円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

### 6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（電話代表 0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業務担当（電話代表 0985-31-0110）に行うこと。

--	--